**社会福祉法人・施設運営における留意点等【管理運営】**

日頃の事務手続きにおいて，誤りやすい事項等を整理しましたので，関係法令等を御確認のうえ，今後における運営において御参考願います。（順不同）

**１（期限の起算関係）**

|  |
| --- |
| 【誤解しやすい点等】  ・評議員会の日の１週間前までに・・・ |
| 【考え方等】  ＊対応として，中７日が必要  →例えば，開催日が，６月２０日（木）ならば，６月１２日（水）となる。 |

**２（通知の発送関係）**

|  |
| --- |
| 【誤解しやすい点等】  ・１週間前までに，書面でその通知を発しなければならない・・・ |
| 【考え方等】  ＊１週間前までに行うのは発送であり，到着までは不要  →例えば，必要とされる（求められる）ものは，到着日ではなく，招集通知の書面の発信日となる。 |
| **３（監事の同意関係）** |
| 【誤解しやすい点等】  ・監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには，監事の過半数の同意を得なければ・・・ |
| 【考え方等】  ＊現在２名ならば，２名の同意が必要  →例えば，現在，監事が２名いて，そのうちの１名を交代予定の場合には，新たな監事が決定するまでは，現に２名いるので，過半数のためには，残任予定の監事だけでなく，現在の２名両名の同意が必要となる。  　（新任・再任に関わらず在任監事の過半数の同意が必要→在任監事２名の場合の過半数は２名） |
| **４（評議員会の招集手続きの省略関係）** |
| 【誤解しやすい点等】  ・評議員全員の同意があれば，招集手続きを省略して評議員会を開催することができる・・・ |
| 【考え方等】  ＊招集の手続きの省略は可能だが，理事会の決議の省略は不可  →例えば，開催に際しての事務手続きのみが省略可能になるだけであり，理事会において決議する評議員会の招集事項（評議員会の日時及び場所，議案等）の決議までも含めて省略ができるものではない。 |

**５（評議員会における特別決議関係）**

|  |
| --- |
| 【誤解しやすい点等】  ・評議員会の決議は，・・・評議員の過半数・・・が出席し，その過半数・・・をもって行う。  ・前項の規定にかかわらず，次に掲げる評議員会の決議は，・・・評議員の三分の二以上にあたる多数  をもって行わなければ・・・ |
| 【考え方等】  ＊特別決議は，評議員の出欠にかかわらず，特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二  以上にあたる多数が必要  →例えば，評議員数が１７名で，評議員の出席者が１２名の場合は，出席者１２名の三分の二ではなく，評議員数の三分の二であることから，（出席者全員となる）１２名の賛成が必要となる。 |

|  |
| --- |
| **６（評議員数の経過措置関係）** |
| 【誤解しやすい点等】  ・評議員の数は，定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。  ・理事は六人以上・・・でなければならない。  ・事業の規模が政令で定める基準を超えないもの・・・，三年を経過する日までの間，同項中「定款  で定めた理事の員数を超える数」とあるのは，「四人以上」とする。 |
| 【考え方等】  ＊経過措置の期間は３年間のため，令和２年４月１日からは，評議員は７人以上が必要  →例えば，平成２７年度の収益が４億円を超えない法人の場合は，（評議員を）「４人以上」とする経過措置の適用があるが，この場合には，期間経過となる日までに，不足する３人以上の選任が必要となる。  （推薦候補者を検討→推薦候補者から就任承諾書・履歴書・誓約書等を入手→理事会を開催する  １週間前までに，理事会の招集通知→理事会を開催して，評議員選任・解任委員会の招集決議  及び選任候補者の選定→評議員選任・解任委員会の招集通知→評議員選任・解任委員会を開催  して，評議員を選任） |

**７（理事会への報告関係）**

|  |
| --- |
| 【誤解しやすい点等】  ・前項各号に掲げる理事（理事長及び業務執行理事）は，三月に一回以上，・・・職務の執行の状況を  理事会に報告しなければならない。  ・但し，定款で毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた  場合は，この限りではない。 |
| 【考え方等】  ＊定款で「毎会計年度に４か月を超える間隔で２回以上」と定めた場合，同一の会計年度の中では，  理事会の間隔が４か月を超えている必要があるが，会計年度をまたいだ場合は，前回開催の理事会  から４か月を超える間隔が空いていなくても可能  →例えば，３月の理事会と６月の理事会との間隔は，４か月を超えるものではないが，会計年度をまたいでいるため，当該間隔が４か月を超えていなくても差し支えない。  なお，この報告は，理事会が理事長及び業務執行理事の職務執行の監督の実効性を担保するためのものなので，現実に開催された理事会にて行わなければならず，報告は省略できない。 |

**８（理事会の決議関係）**

|  |
| --- |
| 【誤解しやすい点等】  ・理事会の決議は，・・・理事の過半数・・・が出席し，その過半数・・・をもつて行う。  ・理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議  を述べたときを除く）は，理事会の決議があったものとみなす。 |
| 【考え方等】  ＊理事には，善良な管理者の注意をもって職務を遂行する義務が課せられており，理事会は，理事が  参集して相互に十分な検討を行うことによって意思決定を行う場であることから，議決権について  は，書面又は電磁的方法や代理人，持ち回りによる行使は不可  →平成２８年改正法施行前は，欠席した理事の書面による議決権の行使（書面議決）が認められて  いたが，平成２８年改正法施行後は，理事会における議決は対面により行うこととされ，書面による議決の方法はできなくなっている。  ＊なお，定款に，理事会の議案について，理事の全員の事前の同意の意思表示がある場合には理事会  の議決を省略することが認められているため，この定めがあるときは，理事の全員の事前の同意の  意思表示により，当該議案について理事会の決議があったとみなされることから，理事会の決議の  省略が可能  →例えば，あらかじめ理事の全員が同意の意思表示をし，かつ，監事も異議を述べない場合には，  理事会を開催しなくても，各理事及び監事が当該議案を決議することについて，その責任を伴う  意思表示を行っているものと認めることができる。  なお，決議の省略に関しては，理事会が十分な審議を行うことによって意思決定を行う場である  ことから，定款が引用する法令の改正に伴う条ずれや基本財産の住居表示の変更による定款変更  など，法人の業務執行に直接影響がなく，議論の余地がないような，客観的に見て明らかに審議  を行う必要がない場合が考えられる。  また，決議の省略を行った場合には，適正な手続き等を行ったことへの説明責任を果たすことが  できるよう，議事録（決議があったものとみなされた事項の内容，提案者の氏名，決議があった  ものとみなされた日，議事録作成者の氏名）を作成するとともに，議事録及び理事全員の同意書  並びに各監事からの異議がないことの確認書を，決議があったものとみなされた日から10年間，  主たる事務所に保存が必要となる。 |

**９（理事長の選定関係）**

|  |
| --- |
| 【誤解しやすい点等】  ・役員（理事及び監事）・・・は，評議員会の決議によって選任する。  ・理事会は，理事の中から理事長一人を選定しなければならなない。 |
| 【考え方等】  ＊理事の選任は，評議員会の決議によって行われ，その後，理事長は理事会で理事の中から選定  →例えば，事前に関係書類により資格要件や欠格事項などを確認し理事候補者の調整を行ったうえ  で，理事会において理事候補者の選定をし，評議員会における決議により理事を選任する。  さらに，理事会は，理事の中から理事長１名を選定する必要があることから，理事の任期満了に  より評議員会で新理事を選任した場合には，速やかに新たな理事長を選定するため，評議員会で  新理事を選任した後，（速やかな理事会の開催が可能となるように）理事会の招集手続きの省略に  より理事会を同日開催する方法もある。  なお，評議員会後の，新役員による理事会で理事長の選定を行った後，新任・再任に関わらず，２週間以内に法人変更登記（理事長）が必要となる。 |

**１０（理事長の職務代理関係）**

|  |
| --- |
| 【誤解しやすい点等】  ・理事長は，社会福祉法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。  ・次に掲げる理事は，社会福祉法人の業務を執行・・・。理事長，理事長以外の理事であって，理事  会の決議によって社会福祉法人の業務を執行する理事（業務執行理事）として選定されたもの。 |
| 【考え方等】  ＊理事長は，法人の代表権を有するとともに，対内的に法人の業務を執行する権限も有しているが，  業務執行理事は，法人の代表権を有しないことから，法人の対外的な業務を執行することは不可  →例えば，理事長以外の理事に対する代表権の行使は認められておらず，また，理事長は理事会に  おいて選定されることになっているので，理事長以外の理事が職務を代理することはできない。  なお，理事長が任期満了又は辞任により退任した場合，新たに選定された理事長が就任するまで，  なお理事長の権利義務を有することになる。  また，利益相反取引（自己契約及び双方代理含む）については，理事会における承認及び報告に  より可能とされている。 |